

原子力委員会 原子力防護専門部会 「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」に対する意見募集 ー意見概要と回答ー

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
1	第8ページ第6行目及び第7行目	対象者は、従属的な地位にあるため、単に形式的な同意があるからといって、真意からの同意があるとは、限らないと思います。	対象箇所は、「対象者の同意を得て調査を実施することが肝要としていることには特に留意すべきである。」としています。しかし、対象者は、調査を受けなければ仕事に就けないという弱い立場にあります。このため、対象者が形式的に同意したからといって、必ずしも真意から同意したとは、いえないと思います。したがって、信頼性確認制度の設計に当たっては、同意があるから調査ができるという立場をとるのではなく、必ずしも真意からの同意があるとは限らないということを前提とした上で、核セキュリティという真にやむを得ない目的のために必要最小限のプライバシーの制約であるかどうかという立場から制度設計を行うべきだと思います。	・御意見を、今後の制度検討の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただきます。
2	第1章	原子力空母、原子力潜水艦について、別項を設けて記述すべきです。また、防衛省と外務省について、取組状況及び今後の対応を記載すべきです。	日本の自衛隊はこれらの艦船を保有していませんが、米軍は保有しておりますので、米軍の艦船が日本の領海内でテロ等の影響を受け、これによって日本の国民、国土が被害に遭うことは十分に考えられることです。したがって、日本政府として、これらの艦船を含む形の核セキュリティ基準を設け、米軍にその基準の遵守を求めることが必要であると考えます。	・米国の原子力空母及び原子力潜水艦に対する攻撃は、本報告書案の検討対象ではありません。
3	第2部 福島原発事故を踏まえた課題の対象	今回の福島原発事故の原因を踏まえて、特に電源の確保と水冷の水とポンプの確保の重要性が認識	<p>・福島原発事故の原因を踏まえて、特に電源の確保と水冷の水とポンプの確保の重要性が認識した。核セキュリティはウランやプルトニウムの原料、燃料棒、放射性廃棄物のリスクばかりで、根本の核分裂を抑制する電源と水冷の確保が忘れられていることがわかった。素原子炉に入らなくても、電源やポンプを壊せば簡単に核分裂に至ることがわかり、恐ろしい話です。特に中東、東南の原子炉輸出のテロや素人の運転事故が最大の不安です。即座に中止してください。リスクは日本で十分です。</p> <p>・2点目は原発の労働者達の問題です。住所や名前も不要、中にはホームレスの人もいるとの話、1日で2～3万円との高額な日雇いの派遣者だそうです。従って、放射能の被ばくや病等、全く管理は無かった実情で、昔からそんな労働者であったようです。これでは、テロが簡単に入ってしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>・中東や東南アジアへの原子炉輸出の問題は、本報告書案の検討対象ではありません。なお、「おわりに」で新規導入国等の核セキュリティに係る体制整備に対する支援を記述しています。</p> <p>・「原発の労働者達の問題」については、第二部第2章(3)「(ト)内部脅威対策」で出入り管理時の本人確認の強化・徹底を記述しています。</p>
4	p7 信頼性確認制度の必要性	核施設は国家の安全に係施設と定義できるので、信頼性確認制度は施設に出入する全ての者と全ての事業活動について個人情報保護法の例外規定により即時運用とすべき。	<p>1.核を取り扱う事業者の施設は国家の安全に係わるものを取扱っている施設と定義できる。一方で福島事故のためにわが国の核施設の配置情報、警備状況、弱点等が世界に知らしめる結果となっている。</p> <p>2.世界のテロの傾向からINFCIRC/2254/Rev.5に規定される設計基礎脅威として、第三国により組織化された大集団による外からの急襲、並びに他人になりすました者の不正立入りによる火器またはBC兵器による核施設乗取、→核物質盗取・拡散、施設破壊を考慮する必要がある。</p> <p>3.個人情報保護法の傘のもとで偽装結婚、偽装養子、戸籍盗取などの犯罪もあり、また仮に発覚したとしても大した罪にならず、再犯される可能性もある。</p>	<p>・御意見を、今後の制度検討の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただきます。なお、第一部第1章(3)「(イ)個人の信頼性確認制度に係る対応について」において、信頼性確認制度が導入されるまでの間は、暫定的な代替措置となる対策実施の強化・徹底を記述しています。</p>

No.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
5	p11今後の対応について	設計基礎脅威として外からの重火器・BC兵器による施設乗っ取り、施設破壊、核物質放散も考慮すべき。偽装結婚、偽装養子、戸籍盗取による他人なりすましによるID不正取得による内部侵入も考慮すべき。	1.核を取り扱う事業者の施設は国家の安全に係わるものを取扱っている施設と定義できる。一方で福島事故のためにわが国の核施設の配置情報、警備状況、弱点等が世界に知らしめる結果となっている。 2.世界のテロの傾向からINFCIRC/2254/Rev.5に規定される設計基礎脅威として、第三国により組織化された大集団による外からの急襲、並びに他人になりすました者の不正立入りによる火器またはBC兵器による核施設乗取、→核物質盗取・拡散、施設破壊を考慮する必要がある。 3.個人情報保護法の傘のもとで偽装結婚、偽装養子、戸籍盗取などの犯罪もあり、また仮に発覚したとしても大した罪にならず、再犯される可能性もある。	・設計基礎脅威は規制行政機関にて治安当局との協議を踏まえて定められる核セキュリティ上の機微情報であり、本報告書案の検討対象としておりません。 ・「なりすましによるID不正取得による内部侵入」については、第二部第2章(3)「(ト)内部脅威対策」で出入り管理時の本人確認の強化・徹底を記述しています。
6	21ページ、30行目、(防護すべき設備の耐性向上)	日本各地の原発にある使用済燃料貯蔵プールを現状のまま放置しておくのは、たとえ運転休止中であっても危険極まりない。敵対国からピンポイントでミサイル攻撃されたら、日本国全土が放射能汚染し、国は滅亡する。	使用済燃料貯蔵プールは、原子炉とほぼ同じ高さに設置された空中プール構造である。福島原発事故でも懸念されたように、プールの構造体に亀裂が入れば冷却水は漏れてしまい、非常に危うい構造である。プールを囲むコンクリート下部が破壊すれば、大量の水をポンプで数十メートルの高さまで組み上げる必要がある。水を組み上げる量に比べて漏れる量が多ければ、冷却水がなくなる。プールから冷却水が無くなれば、燃料棒の崩壊熱で水蒸気が発生してジルコニウム・水蒸気反応で燃料棒が溶け、プルトニウムなど大量の放射性物質が大気中に放出される。そこで現在停止中の原発も含め、国内の全原発は、ミサイル攻撃にも耐える防護蓋を有した使用済燃料貯蔵プールを地下階に新設することを提案する。使用済燃料は全て、地下階のプールで保管して戦争やテロからの危険性を少なくするべきである。福島第一原発が起きた後では、戦争といえども想定外は許されない。	・使用済燃料貯蔵プールの防護の強化については、第二部第2章(2)「(ロ)テロの対象としての有効性が明らかになった原子力施設の設備」で記述しています。 なお、テロ攻撃の内容を想定する設計基礎脅威は規制行政機関にて治安当局との協議を踏まえて定められる核セキュリティ上の機微情報であり、本報告書案の検討対象としておりません。
7	はじめに	IAEA勧告の我が国における意義や取入れの目的、取入れることを決定したことを明記すべきと考える。	IAEAの勧告文書は加盟国に対して強制力を持つものではないので、各国で勧告文書の取入れを判断することになる。 従って、核物質防護専門部会の報告書には、IAEA勧告文書の我が国における意義、取り入れ目的を明らかにして、我が国への取り入れの決定についての判断と結論を、「はじめに」の中に記載して報告書としての位置付けを明確化させる必要が有ると考える。このままでは勧告文書の取入れを誰が判断したのか判らない状態である。 現在、我が国における勧告文書取入れの指示は、平成23年11月14日付の国際組織犯罪・国際テロ対策推進本部決定の「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」だけである。原子力委員会又は専門部会からも勧告文書の取入れを決定した旨の報告を期待したい。	・「はじめに」及び第一部の導入部において、IAEA勧告文書と本報告書案との関係について記述しています。 なお、第一部導入部に記載のとおり、IAEA勧告文書の個々の項目に係る採否や対策の具体的内容は規制行政機関等における検討に委ねられています。

No.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
8	4ページ	「Rev.5に記載されている12の基本原則と新規・改訂項目」と「核物質防護専門部会で最終的に検討した5つの項目」との関連付けを説明して、重要な検討は漏れなく全て行ったという記載にすべきと考える。	4ページ(1)で、Rev.5には12の基本原則(A~L)があり、その中で強調されているのがE、G、H、L、K、F、J、Lであると記載している。次に、新規項目が5項目(「国による信頼性確認方針の決定」~「輸送中の核物質への妨害破壊行為に対する措置の検討」)あるとし、更に5つの抽出項目(イ)~(ホ)を記載している。これらの記述は、一連の項目を単に羅列しているだけなので、Rev.5の12の基本原則を最終的に(イ)~(ホ)として専門部会で検討することになった根拠を論理的に説明する必要があると考える。更に、新規・改訂項目の内の「核物質の計量及び管理情報の活用」「スタンドオフ攻撃の設計基礎脅威として検討」については検討せず、(ロ)と(ニ)を追加検討したことについても、その根拠を記載すべきではないのか。重要な検討を行わなかったという誤解を与えかねない。	・御指摘いただいた(イ)~(ホ)の各記述において個別の抽出理由を記述していますが、御指摘を踏まえ、これらを抽出した全般的理由として、4ページの下から3行目の「本専門部会では上述した新規項目又は改訂項目の中から、」の直後に「省庁横断的な主要な課題として、」を追記します。 ・改訂第5版に新たに加えられた個別項目として挙げた「核物質の計量及び管理情報の活用」は、原子力安全・保安院及び文部科学省にて検討されており、その旨を第一部第1章「(2)規制行政機関の取組状況及び今後の対応」に記述しています。また、「スタンドオフ攻撃の設計基礎脅威としての検討」については、設計基礎脅威は規制行政機関にて治安当局との協議を踏まえて定められる核セキュリティ上の機微情報であり、本報告書案の検討対象としていないことから、特段の記述を行っていません。 また、(ロ)は改訂第4版における4.2.3.2.項目の改定であり、改訂第5版3.8.後段の観点から抽出しています。(ニ)は「I:深層防護」の強化の観点(具体的には改訂第5版5.21.)から抽出しています。これらの趣旨は、個別検討に係る記述の冒頭部(勧告のポイント)に記述しています。 なお、専門部会では検討項目を抽出して検討を行っており、今後の検討課題としている項目もあるため、「重要な検討は漏れなく全て行った」との記述は適切でないと考えます。
9	7頁 全般について	個人の信頼性確認は慎重をきすべき。	今後、核物質防護に対する要求は益々高まるものと考えますが、原子力施設に従事する者の信頼性確認(身上調査)を行うことは、一般住民から見れば安心につながると考えます。しかしながら、諸外国並みに、個人の金銭問題、家族事情、交際範囲などを過去数年に亘って調査するようなことになれば、従業員及びその周辺で生活する善良な市民への負担は計り知れません。一方、中途半端な調査では、世論や国外からの反発を受ける恐れがあります。本制度を導入するに当たっては、調査を行う者の信頼性、調査結果の管理方法等も含め、慎重にも慎重をきして頂きたい。 【理由】 これまでにない制度であり、個人、家族等のプライバシーが深く係る制度であるため。	・信頼性確認制度の導入については、第一部第1章(3)「(イ)信頼性確認制度に係る対応について」に記述しているとおり、導入する必要があると考えております。 御意見は、今後の制度検討の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただきます。
10	9頁 全般について	原子力発電所以外でも、重要施設については、治安当局による常駐警備が必要。	今後、東電福島第一原発の事故を踏まえ、核物質防護に対する要求は益々高まるものと考えますが、武器の携帯が許されない我が国においては、物理的障壁の増設で不法行為の遅延を図る事には限界があると考えます。原子力発電所以外でも、大量の核物質を保有する施設は存在するため、これらの重要施設については、治安当局(武装機動隊)が常駐して警備を行うよう、関係行政機関での検討を是非お願いします。 【理由】 重要施設に治安当局が常駐していれば、緊急事態発生の際には、即時、鎮圧行動に移れます。また、抑止、地域住民への安心・安全に繋がると考えます。	・本報告書案は、勧告文書を踏まえた核セキュリティ対策の強化を検討する際の基本的方針を示すものであり、個々の施設における対応の詳細を記述するものではありません。 なお、治安当局は、米国同時多発テロ事件の発生以降、機関拳銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を配備した銃器対策部隊を常駐させるなどして、原子力発電所や原子力関連施設に対する警戒警備の徹底を図っています。
11	P7~8 (イ) 個人の信頼性確認制度に係る対応について	原子力防護専門部会の提言に即して、全ての関係者に例外なく信頼性確認制度を適用して欲しい。	原発作業員の身元調査については、主要国の中で日本だけが制度化していないそうですが、繊細な作業が要求される原発内に平時から作業員として紛れ込み、災害や原発事故での混乱の中、破壊工作活動やサボタージュなどをして、日本社会を混乱させようと企てるテロリズム勢力があると聞きますし、ニュース紙面にて、福島原子力発電所の復旧作業に当たった作業員で追跡調査できない人が複数いると知り大変恐ろしく思いました。 対象者のプライバシーに深く関わる事ですが、国民の安全と安心を担保する事柄なので、対象者の同意を得て調査を実施するなどの”適応除外者”を設けることをせず、原子力防護専門部会の提言に即し、枢要施設・設備にアクセスする協力会社の従業員も含めた、全ての関係者に対する徹底した信頼性確認制度を、国が責任を持って設置すべきだと思います。	・御意見を、今後の制度検討の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただきます。

No.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
12	9頁8行目「武装したテロ組織等」	武装の程度について具体的な見積もりを行うべきである。	この頁に留まらないが、本報告はテロを行う組織(者)の武装の程度を全く見積もっていない。攻撃側の武装の程度を見積もらなければ、「防護設備による遅延対策」や「常駐部隊による遅延対策の実施」及び「鎮圧部隊による鎮圧対策の実施」がどの程度有効か検証不可能である。また攻撃側の武装の程度によっては警察力では対処できない場合もあるが、本報告はそれについて想定しているようには見受けられない。	・「テロを行う組織(者)の武装の程度」は、設計基礎脅威に該当します。設計基礎脅威は規制行政機関にて治安当局との協議を踏まえて定められる核セキュリティ上の機微情報であり、本報告書案の検討対象としておりません。
13	p7 関係機関間の責任の分担、p18 今後の対応	核セキュリティを確保するため、関係組織がリスク情報を共有し、連携して対策が進められるように常設の会議等、着実な対策の実施のために当局による状況の定期的点検の制度を設けるのが適当と考えます。	日本は核兵器を保有せず、対外諜報、スパイ活動阻止を目的とした組織、戦争遂行を目的とした組織を持たないことから核セキュリティへの予防的、事後的な対応能力が相対的に低い。原子力規制庁は機微情報、事後的な対応能力を持たない。警察、自衛隊は核物質および核物質に係る施設の実態的な情報を持たず、通常時の活動で接する機会がない。報告書で掲げる今後の対応は現在の制度、組織の現状から変更される部分が少なく、保安上の配慮は現在でも行われているとも言える。危機の認識が風化しないように制度および運用で核セキュリティ確保の明確な改善が必要。以上から国が核セキュリティの確保の責任を遂行するには関連組織が確実にリスク情報を共有し、連携して対策が進められるための常設の会議の設置、着実な対策の実施のために当局による定期的点検の制度を設けるのが適当と考えます。	・「おわりに」において、関係組織間の業務調整の必要性を記述しています。 なお、内閣府等では、これまでも必要に応じ、関係組織間における情報共有や連携のため、各種会議を実施しております。
14	p18 今後の対応	原子力規制庁の核セキュリティ能力の充実するため、核セキュリティ、安全保障、対テロ活動に精通した人材の任用、配置が必要と考えます。	予防措置の対象には、核物質、原子力施設に係る内部的なものとテロ組織などのサブネーションなどの外部的な要素が含まれる。日本は核兵器を保有しておらず、対外諜報、スパイ防止活動阻止を目的とした大規模な組織がないことから、外部的な要素、核物質の転用、放射性廃棄物の悪用の知識が不足している。また原子力施設の技術的安全がもたら施設的设计、運転管理と自然災害であるのに対し、秘匿性の高い機微情報、狡猾で戦闘能力を持った集団が対象であることから、従来の保安院、原子力安全委員会の学識経験者や原子力専門家では十分に扱えない。以上の理由から、主たる責任を負う原子力規制庁に核セキュリティ、安全保障、対テロ活動に精通した人材の任用、配置が必要と考えます。	・原子力規制庁の設置に関する「原子力組織制度改革法案等の閣議決定に当たって」(細野大臣談話(平成24年1月31日))において、「安全規制と防災対策のための国内外の知恵と人材の結集」への取組の1つとして「専門性を持った人材の育成と組織文化の一新」等が掲げられています。
15	p22 防護体制の整備、緩和等の準備、訓練および評価の実施	危機に役立つ模擬訓練の実施を検討ください。	核セキュリティ事案は内閣をトップとした原子力関係機関、警察、自衛隊の連携が必要となると予想される。また我が国は核物質の転用、放射性廃棄物の悪用の知識が不足しており、想定を超えた状況が発生すると考える必要がある。また見直しを加えつつ、システム、準備を徐々に充実していく必要がある。このような認識は報告書でも読み取ることはできます。以上から関連する組織は知識、専門分野、組織の土壌、文化の違いを超えて、コミュニケーションの混乱、判断・決定の遅れが生じないように、実際に役立つシミュレーション、訓練を行い、事後対応能力の充実を図る。特に、福島第1事故前の原子力災害訓練のごとき形ばかりの無為なものに陥らないよう切に希望します。	・第二部第2章(3)「(へ)訓練及び評価の実施」に、「実践的な訓練」や「訓練結果の評価及び評価結果の防護措置の見直しへの反映」や「動員及び退避に係る計画を含め、関係する多くの組織が参加する総合的な訓練」について記述しています。
16	今後の対応	常時管理体制強化の弊害への配慮し、不要な文書作成、管理のための管理に陥らないよう切に希望します。	核セキュリティ強化のため通常時の管理を無用に強化することは安全そのものを損なう。対象とするべきは大規模なテロの防止、真に重要な施設の保安であることを肝に銘じ、不要な文書作成、管理のための管理に陥らないよう切に希望します。	・御意見は、防護対象に係るリスク情報の評価に応じて適切な防護措置を講ずるとの「等級別取組の考え方」として、平成23年9月にとりまとめた「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」4. ④【防護措置の設計】に記述しています。

NO.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
17	第一部第1章(3)(イ)個人の信頼性確認制度に係る対応について	信頼性確認制度については、対象者のプライバシーを侵害したり、差別的取扱いの原因となる危険性があるとともに、過度の情報閉塞をもたらす危険があるので、導入には慎重であるべきである。	同制度が秘密保全法制の適正評価制度を参考にすることを前提して述べる。 1 我が国での核を巡る情報公開の不十分さは原発の是非や安全性等に関する有効な議論を妨げてきた。情報の積極的公表・公開こそ、国民が信頼できる安全性を確保する。同制度は従業員等の私生活を監視する意味を持ち、情報の公表・公開を補強するものとして重要な内部告発を著しく萎縮させる恐れがある。 2 同制度はプライバシー侵害の危険性が高い。従業員である対象者から真摯な同意を確保し得るのか疑問もある。 3 入手された対象者及びその親族等の思想、信条、信仰、国籍等の情報が本人に対する不当な差別をもたらす危険がある。 なお、情報公開及び情報へのアクセスの保障は民主主義の大前提である。情報統制が正当化されるような核保有はこれに反する。福島第一原子力発電所事故を契機に考えるべきは核セキュリティ対策の強化でなく、適切な情報公開に基づいた原発の是非である。	・信頼性確認制度の導入については、第一部第1章(3)「(イ)信頼性確認制度に係る対応について」に記述しているとおり、導入する必要があると考えております。御意見は、今後の制度検討の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただきます。 なお、「原発の是非」については、本報告書案の検討対象ではありません。
18	13頁4行目～7行目「このため、…追加されている。」の文章	改訂第5版において、新たに追加された輸送中の措置は、「破壊妨害行為に対する防護措置」だけではなく、また、「放射線影響を考慮した核物質に対する防護措置」及び「不法移転及び妨害破壊行為の事後措置」である。	当該文の冒頭は、「このため、特に、放射線影響を考慮した核物質に対する措置が大幅に具体化され、放射線影響を引き起こす可能性のある核物質の盗取に対する物理的防護要件、輸送中に盗取された核物質を発見・回収するための措置、…」とすべき。 改訂第4版における輸送中の措置は、核爆発装置製造での使用に潜在的に適している核物質に対する防護措置のみであり、改訂第5版で新たに加わったものが、それ以外の放射線影響を考慮した核物質に対する防護措置並びに不法移転及び妨害破壊行為の事後措置であることは新旧の記載の比較より明らかであるため。	・御指摘の段落は「特に」と開始しているように、勧告のポイントとして「妨害破壊行為に対する防護措置」に焦点を当てた記述としております。 なお、不法移転(発見・回収)に対する措置の位置づけを明確化するため、以下のように修正します。 また、改訂第5版において「輸送時の措置が全面的に強化される勧告となっている」ことは、前の段落に記述しています。 【修正後】 このため、特に、輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置が大幅に具体化され、妨害破壊行為の放射線影響を緩和・最小化するための措置、及び妨害破壊行為に対する核物質の物理的防護要件が新たに追加されている。さらには、輸送時に盗取された核物質を発見・回収するための措置が追加されている。
19	13頁7行目～8行目「また、これら…こととなった。」の文章	危機管理計画の作成は、不法移転又は妨害破壊行為に対する防護措置並びに不法移転又は妨害破壊行為の事後措置の全ての措置において含まれる。	当該文は、「また、これら放射線影響を考慮した核物質に対する措置等新たな措置を含む全ての措置においては危機管理計画の作成が含まれることとなった」とすべき。 (新たな措置が妨害破壊行為に対するものだけではないことについては別件で指摘している。) 危機管理計画の作成が全ての措置において含まれることは、基本原則K及び改訂第5版の6.22項、6.48項、6.62項等の記述より明らかであるため。	・御指摘の「全ての措置」の想定する措置が必ずしも明らかではありませんが、危機管理計画の作成には不法移転(発見・回収)が含まれることを明確とするため、以下のように修正します。 【修正後】 また、これら妨害破壊行為に対する措置及び発見・回収のための措置においては危機管理計画の作成が含まれることとなった。
20	13頁下から5行目～3行目(適用区分の変更に係る対策強化について)の文章	危機管理計画の作成にあたっては、関係するすべての事業許可取得者及び所管当局による調整が必要とされる。	当該文に、「なお、これらの防護措置に係る危機管理計画の作成に当たっては、次項に述べる関係するすべての所管当局及び事業許可取得者による調整が必要とされる。」を追記すべき。 基本原則Kによれば、「危機管理計画は、関係するすべての事業許可取得者及び所管当局により準備される」ことから、その作成に当たっては、全ての関係者による調整が必要となるため。	・御指摘の(適用区分の変更に係る対策強化について)の項には、「各行政機関にて勧告への対応を検討することが適当」とされる「個別の対策強化」について記述しています。 危機管理計画の作成に当たっての関係者間の調整については、次項の(輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置について)にて記述しております。

No.	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由	回答(案)
21	13頁下から2行目～14頁5行目(妨害破壊行為に対する新たな防護措置について)の第1パラグラフ	妨害破壊行為に対する防護措置の検討が容易に進み難い理由として「調整を担う部署が明確でないこと」は成り立たない。今後検討を進めていくための条件との整合を図るべき。	当該文の「妨害破壊行為」は表題も含め「放射線影響を考慮した核物質」に修正すべき。また、「このような調整を担う部署が明確でなく、」は「輸送時の核物質の核セキュリティに係る放射線影響に関する知見が不十分であることから、」に修正すべき。(前者の理由については別件で指摘している。)危機管理計画の作成は、施設も含め全ての防護措置において要求されている。施設における活動も輸送時の活動も同じ事業者による活動であることから、輸送時の新たな措置についてのみ調整部署が不明確であるというは不自然である。今後検討を進めていくための条件として「現場実務を含めた国内外の情報が蓄積されることとなることから」(14頁7行目)を活かすのであれば当該修正が妥当であるため。	<p>・No.19の回答における修正を踏まえ、御指摘の表題・段落について以下のように修正いたします。</p> <p>【修正後】 (輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置について)改訂第5版にて追加された危機管理計画の作成を伴う輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置の検討に際しては、各規制行政機関間のもとより、治安当局、さらには許可事業者をも交えた綿密な調整が必要とされる。また、その調整に際しては、核セキュリティに係る専門知識に基づく防護措置の企画能力も求められる。一方、現状においては、このような調整を担う部署が明確でなく、妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置の検討が容易に進み難い状況にある。</p> <p>・例えば、原子力施設においては所管する規制行政機関が原子力安全・保安院のみ又は文部科学省のみとなりますが、輸送においては「表2 核物質の輸送に係る関係省庁について」に記述したように規制行政機関等の関係省庁が多岐にわたっていることから、調整を担う部署が明確でないことを理由として記述しています。</p>
22	14頁6行目～9行目(妨害破壊行為に対する新たな防護措置について)の第2パラグラフ	「核セキュリティに係る調整機能を担う」と「輸送時の…防護措置の検討に係る調整機能を担う」は同じ事を繰り返しているため、表現を適正化すべき。	当該文の「妨害破壊行為」は「放射線影響を考慮した核物質」に修正すべき。また、同パラグラフ末尾の「…防護措置の検討に係る…」は「…防護措置の検討については同庁が進めていくことが適当と考えられる。」に修正すべき。(前者の理由については別件で指摘している。)第1パラグラフで「…防護措置の検討が容易に進み難い状況にある。」としているので、それを受けて、「今後は、(原子力規制庁が調整機能を担い)防護措置の検討を同庁が進めていくことが適当と考えられる。」とするのが妥当である。	<p>・No.19の回答における修正を踏まえ、御指摘の段落について「妨害破壊行為に対する防護措置」を「妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置」に修正いたします。</p> <p>・閣議決定された「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(原子力組織制度改革法案)」における『環境省設置法』の一部改正案において、環境省(原子力規制庁)の所掌事務の1つとして、「核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」とされており、このため、「検討については同庁が進めていく」との記述は適切でないと考えます。</p>
23	14頁11行目～14行目(輸送時における関係組織間の責任の整理)の文章	輸送時の関係組織間の責任が「環境や条件により流動的である」としているのは意味不明である。基本的に(口)と同様であるが、細部について精査すべき旨記載すべき。	当該文の「妨害破壊行為」は「放射線影響を考慮した核物質」に修正すべき。また、「環境や条件により流動的であるため」は「基本的には(口)と同様であるが、事象展開の詳細についてはオンサイトと輸送時では違いがあるため、改めて」に修正すべき。(前者の理由については別件で指摘している。)10頁の表1の整理に関し、輸送時においても、許可事業者による防護設備による検知・遅延対策、治安当局への通報・支援措置、及び治安当局による常駐部隊(輸送では武装化した警備員)、鎮圧部隊による対応といった責任は同様である。ただし、施設と輸送との事象展開の詳細は異なることから上記修正が妥当である。	<p>・No.19の回答における修正を踏まえ、御指摘の段落について「妨害破壊行為に対する防護措置」を「妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置」に修正いたします。</p> <p>・現状として関係組織間の「調整を担う部署が明確でなく、妨害破壊行為等に対する防護措置の検討が容易に進み難い状況にある」ことを踏まえると、関係組織間の責任については、記述しているように「妨害破壊行為に対する防護措置等の検討時に関係組織間で整理することが望ましい」と考えます。</p>